

区を被控訴人とする控訴の提起について

1 事件名

損害賠償（住民訴訟）控訴事件（東京高等裁判所 平成23年（行コ）第43号）

2 当事者

控訴人 中野区民

被控訴人 中野区長

3 訴訟の経過

平成22年(2010年)1月 7日 東京地方裁判所に訴えの提起

平成23年(2011年)1月14日 東京地方裁判所で訴え棄却判決の言渡し

1月25日 東京高等裁判所に控訴の提起

4 事案の概要

本件は、中野区が、中野区納税貯蓄組合補助金交付条例（以下「条例」という。）に基づき、中野納税貯蓄組合連合会（以下「中野納連」という。）に対して金267,000円の補助金を交付したことについて、中野区の住民である原告（控訴人）が、組織の実体がなく健全に育成されていない中野納連に補助金を交付することは、本件条例の定める補助金交付の目的に違反し、違法であると主張して、中野区に対し、地方自治法第242条の2第1項第4号の規定に基づき、中野納連会長A（被告（被控訴人）補助参加人）及び中野区長である田中大輔個人に上記補助金相当額の損害賠償請求をすることを求める住民訴訟である。

原告（控訴人）は、第一審判決では請求が棄却されたため、これを不服として、東京高等裁判所に控訴を提起した。

5 控訴の趣旨

(1) 原判決を取り消す。

(2) 被控訴人は、被控訴人補助参加人に対し、267,000円及びこれに対する平成20年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

(3) 被控訴人は、田中大輔に対し、267,000円及びこれに対する平成20年12月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。

(4) 訴訟費用（被控訴人補助参加によって生じたものを含む。）は、第一、二審とも、被控訴人の負担とする。

との判決を求める。

6 控訴の理由

追って、準備書面で提出する。